〈農地法第3条第2項第5号関係〉

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養蓄の事業 の土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに	
□ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又できないため一時貸し付けようとする場合である。	は家畜の放牧をすることが
賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。	
② その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の目的に供するため貸し付けようとする場合である。 (表作の作付内容= 、裏作の作付内容=	の作物を栽培すること。))
農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸した	けけようとする場合である。
〈農地法第3条第2項第6号関係〉	
6 周辺地域との関係 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作若しくは 設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。 (例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違い 業への支障等について記載してください。))農業上の利用に及